

ふくしま産業復興投資促進特区

☆ 計画の目標

- 本県は、全国でも有数の産業集積があったが、地震や津波、原子力発電所事故による甚大な被害を受け、これらの直接被害に加えサプライチェーンの分断の影響により、震災以前の取引関係を維持することが困難な状況にある。このため、本県では生産活動を震災以前の水準に早急に回復させるとともに、従来以上に投資促進・雇用創出を図ることが必要不可欠となっております。
- そのため、本県に集積している輸送用機械関連産業、電子機械関連産業、情報通信関連産業、医療関連産業、再生可能エネルギー関連産業、食品・飲料関連産業、地域資源活用型産業（伝統工芸品関連産業）の早期復興・更なる産業振興に向けた支援を進めるとともに、ふくしま産業復興企業立地補助金等を活用しながら更なる企業の誘致を始めとした民間投資を促進し、地域特性を活かしたものづくり産業のグランドデザインを再構築し、本県経済が力強く発展していくことを目指します。

☆復興産業集積区域

- 県内59市町村の工業団地や工業専用地域等の用途地域、今後開発が可能な地域等の区域を指定。
- 復興産業集積区域の詳細は以下のアドレスから
<http://www.reconstruction.go.jp/topics/1-11-2.html>

☆集積を目指す業種

①輸送用機械関連産業

輸送用機械器具製造業及びその関連業種
（関連業種の例）シート、ガラス等の部材や炭素繊維等の原材料の製造業等

②電子機械関連産業

電子部品・デバイス・電子回路製造業、情報通信機械器具製造業及びその関連業種
（関連業種の例）電子部品の製造装置製造業等

③情報通信関連産業

通信業、情報サービス業、データセンター等及びその関連業種
（関連業種の例）学術・開発研究機関、広告業

④医療関連産業

化学工業、業務用機械器具製造業等及びその関連業種
（関連業種の例）金属加工品等部材や電子部品などの製造業等

⑤再生可能エネルギー関連産業

化学工業、電気機械器具製造業、電気業及びその関連業種
（関連業種の例）炭素繊維等部材や電子部品等の製造業等

⑥食品・飲料関連産業

食料品製造業、飲料・飼料製造業及びその関連業種
（関連業種の例）容器や貼付物等の製造業等

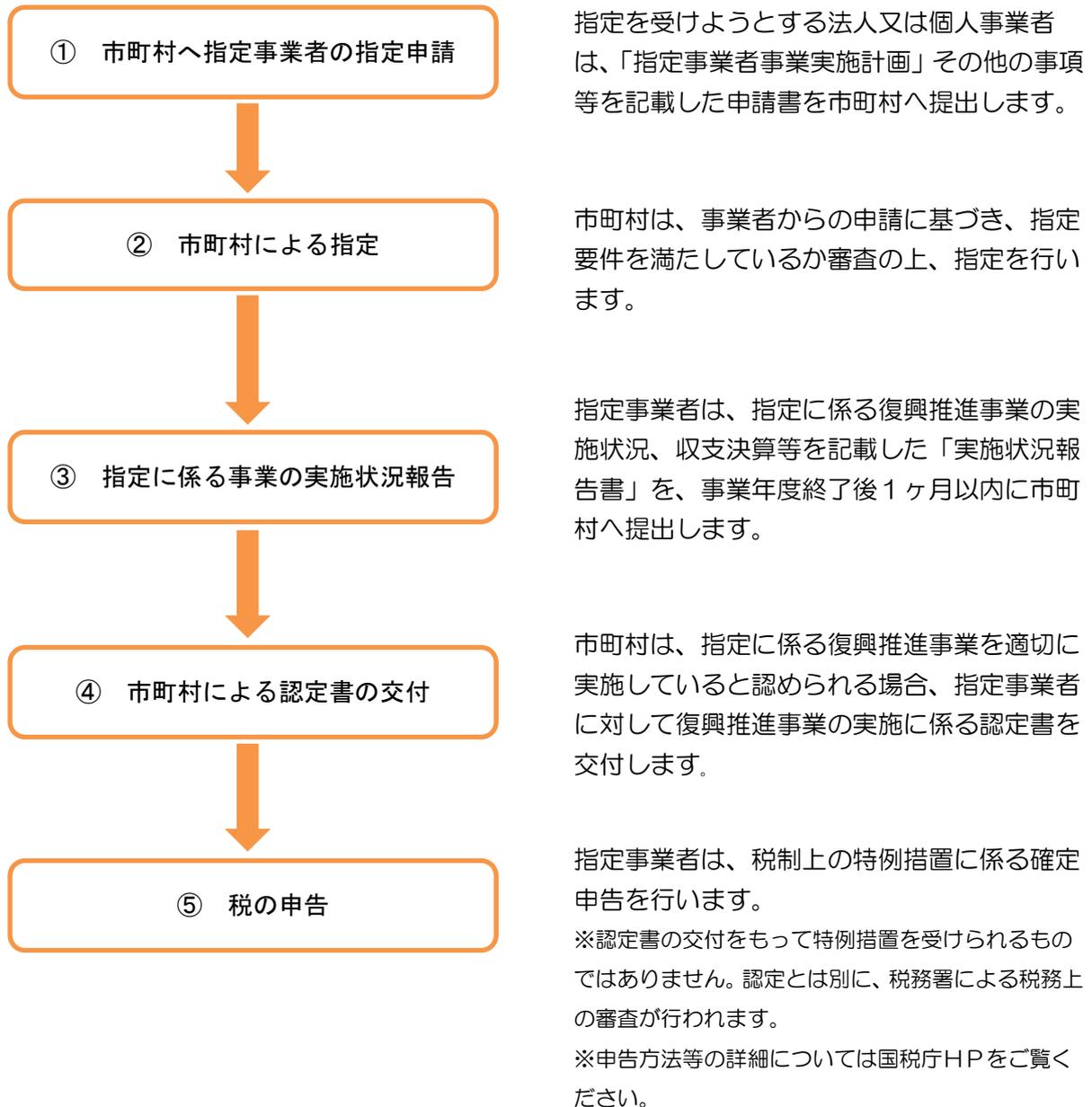
⑦地域資源活用型産業（伝統工芸品関連産業）

繊維工業、木製品製造業、家具・装備品製造業等及びその関連業種
（関連業種の例）コスト低減や生産効率向上に寄与する卸売業等

☆ 特例を受けるには

特区による特例の適用を受ける場合には、市町村からの指定及び実施状況報告の認定が必要になります。

※認定後、国税や地方税の窓口において、別途、特例を受けるための税務申告が必要となります。



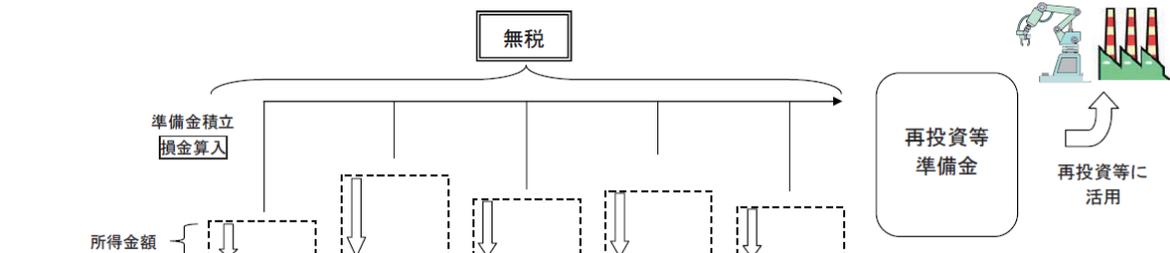
※指定申請書の様式は、特例ごとに異なりますので、適用を希望する特例ごとに指定申請をする必要があります。

特区による税制の特例

◆ 国税（法人税）の特例（(1)～(3)は選択適用）

1 新規立地促進税制（新規立地企業を5年間無税とする措置）

復興産業集積区域において、新設される集積業種に係る法人は、指定後5年間、課税が発生しないようにする特例が受けられます。



※ この準備金は、機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において再投資等のための支出額と同額を、指定の日以後10年が経過した日を含む事業年度（基準年度）以後の各事業年度においては基準年度の準備金残高の10分の1を、それぞれ取り崩して基金に算入する。

- ① 指定日から5年が経過する日までの期間内の日を含む各事業年度において、所得金額を限度として再投資等準備金として積み立てたときは、その積立金を損金の額に算入できる。
- ② 機械又は建物等に再投資等を行った事業年度において、準備金残高を限度に特別償却できる（準備金の範囲で即時償却）。

《対象法人》

- ・復興推進計画の認定の日（4/20）以降に設立されたこと。
- ・被災者を5人以上雇用し、かつ、給与等支給額の総額が1,000万円以上であること。
- ・復興産業集積区域内に本店を有し、区域外に事業所等を保有しないこと。
- ・指定を受けた事業年度に3億円以上の機械又は建物等の取得等を行うこと。

2 特別償却又は税額控除

平成28年3月31日までの間に復興産業集積区域内において取得等した事業用設備等について、特別償却又は税額控除が受けられます。

① 特別償却

| 取得等の時期 | ～H26.3.31 | H26.4.1～ H28.3.31 |
|--------|-----------|----------------------|
| 資産等の区分 | | |
| 機械装置 | 100% | 50% |
| 建物・構築物 | 25% | |



拡充

| 取得等の時期 | ～H28.3.31 |
|--------|-----------|
| 資産等の区分 | |
| 機械装置 | 100% |
| 建物・構築物 | 25% |

※ 福島復興再生特別措置法により、機械装置の即時償却期間がH28.3.31まで延長されます。

② 税額控除



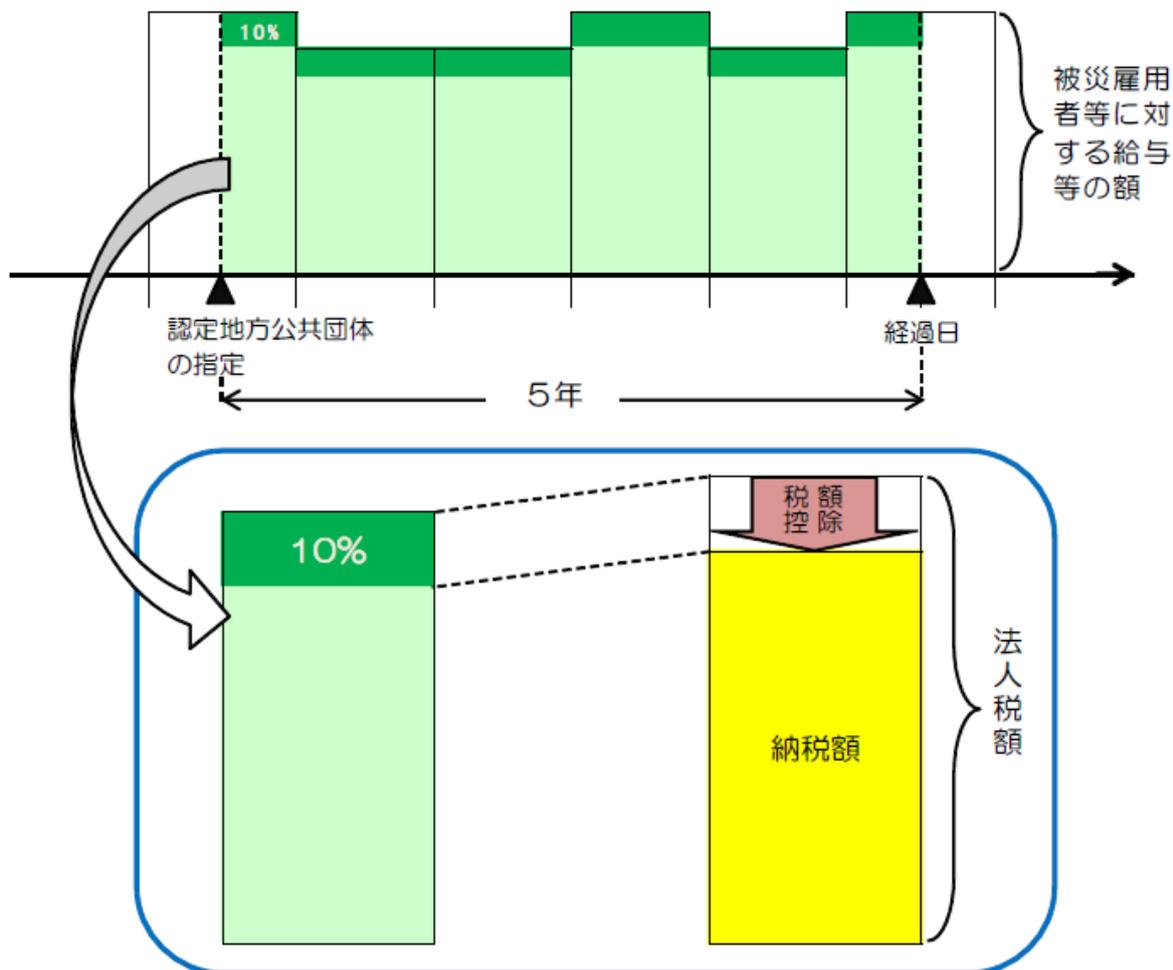
選択

| 取得等の時期 | ～H26.3.31 | H26.4.1～ H28.3.31 |
|--------|-----------|----------------------|
| 資産等の区分 | | |
| 機械装置 | 15% | |
| 建物・構築物 | 8% | |

※20%が限度。但し4年間の繰越が可能。

3 法人税等の特別控除

復興産業集積区域内の事業所における被災雇用者（*）に対する給与等支給額の10%を税額の20%を限度として指定後5年間控除が受けられます。

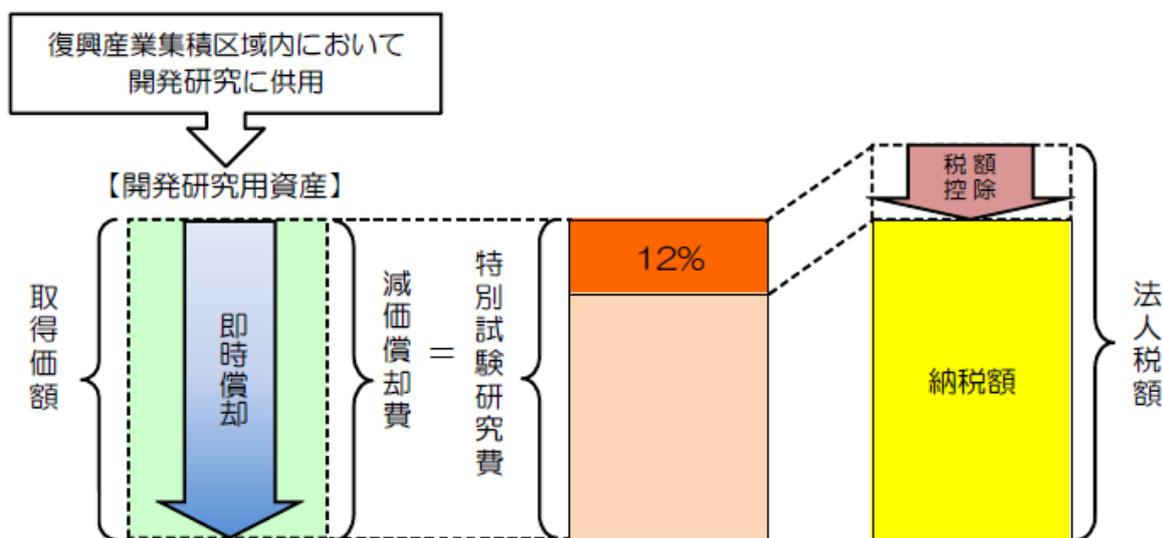


* 《被災雇用者》

- H23.3.11 時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）の事業所で勤務していた者
- H23.3.11 時点で特定被災区域内（福島県の場合，全市町村）に居住していた者

4 開発研究用資産の特例

復興産業集積区域内において、開発研究用減価償却資産を取得等した場合に、即時償却できるとともに、12%の税額控除が受けられます。



この制度の適用対象資産は、新たな製品の製造若しくは新たな技術の発明又は現に企業化されている技術の著しい改善を目的として特別に行われる試験研究（開発研究）の用に供される減価償却資産のうち産業集積の形成に資するもの（開発研究用資産）で、その製作又は建設の後事業の用に供されたことのないものです。

ここにいう開発研究用資産とは、具体的には、専ら開発研究の用に供される減価償却資産として耐用年数省令別表第六の種類欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、工具、器具及び備品、機械及び装置並びにソフトウェア（同欄に掲げる建物及び建物附属設備、構築物、器具及び備品並びに機械及び装置にあっては、それぞれ同表の細目欄に掲げる固定資産に限ります。）がこれに該当します。

5 地方税の課税免除等

復興産業集積区域内において、施設又は設備の新設又は増設を行った場合（上記の国税の特例のうち1、2、4の指定を受けた場合）は、県及び市町村で定めるところにより、事業税、不動産取得税、固定資産税の減免が受けられます。